

窓口相談、専門家派遣及び講習会に対応！

～消費税転嫁対策に関する疑問、質問にお答えします！～

平成26年4月から消費税が8%に引き上げられ、平成29年4月から10%に引き上げられる予定です。本会では、消費税率の引き上げやそれに伴う制度変更に対する円滑な対応を図ることを目的に「消費税転嫁対策相談窓口」を設置しております。

窓口相談や専門家派遣に加え、組合員を対象とした消費税転嫁対策講習会等の開催も可能です。是非ご活用ください。

内容

- ・ 消費税率引き上げの経営への影響と対応
- ・ 転嫁を拒否する等の行為の是正について
- ・ 転嫁を阻害する表示の是正について
- ・ 価格表示に関する特別処置について
- ・ 転嫁・表示カルテルの組成について
- ・ 消費税価格転嫁に向けた法務面での対策 など



●窓口相談（専門家対応は予約が必要です。）

消費税転嫁に伴う個別の課題等に対して相談に応じます。

●専門家派遣（税理士・弁護士等）

上記相談窓口での相談が難しい事業者（組合・組合員）を対象に、専門家を派遣します。

●講習会開催

組合を対象に、消費税の改正の概要、対策のポイント、転嫁・表示カルテル組成等に関する講習会を開催します。

お申し込み・お問い合わせは下記までご連絡下さい。

群馬県中小企業団体中央会

担当 指導部 業務課

TEL：027-232-4123

FAX：027-234-2266